

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

一 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教職員定数の標準の改正  
教頭及び教諭等の数について、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の児童又は生徒の数、障害に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童又は生徒の数及び初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとする  
こと。  
（第七条第一項第四号から第七号まで関係）

二 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改正

教頭及び教諭等の数について、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童及び生徒の数並びに初任者研修を受ける者の数に応じて新たに教員の数を算定するものとする  
こと。  
（第十一条第一項第五号及び第六号関係）

三 共同学校事務室に係る教職員定数の算定に関する特例

教職員定数の算定に関する特例に第四の一の共同学校事務室が置かれている場合を追加するものとする  
こと。  
（第十五条第五号関係）

第二 義務教育費国庫負担法の一部改正

学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として、都道府県立の義務教育諸学校に配置される教職員の給与及び報酬等に要する経費を国庫負担の対象に加えるものとする  
こと。  
（第二条第三号関係）

第三 学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正  
事務職員の職務について、事務をつかさどるものとする  
こと。  
（第三十七条第十四項関係等）

第四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

一 共同学校事務室

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する

二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができることとする。

（第四十七条の五第一項関係）

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置くこととし、室長は、共同学校事務室の室務をつかさどるものとする。

（第四十七条の五第二項及び第三項関係）

3 共同学校事務室の室長及び職員は、1による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てるものとする。

（第四十七条の五第四項関係）

## 二 学校運営協議会

1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めな

なければならないものとする。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができることとする。

（第四十七条の六第一項関係）

2 学校運営協議会の委員は第五の二の地域学校協働活動推進員その他の対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の運営に資する活動を行う者を加えるものとする。

（第四十七条の六第二項関係）

3 対象学校の校長は、2の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとする。

（第四十七条の六第三項関係）

4 学校運営協議会は、対象学校の教育課程の編成等についての基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

（第四十七条の六第五項関係）